

令和7年度

定期監査報告書

渋谷区監査委員



写

7 渋谷監発第 25 号  
令和 7 年 10 月 9 日

渋谷区議会議長  
渋谷区長  
渋谷区教育委員会 殿  
渋谷区選挙管理委員会  
渋谷区監査委員

渋谷区監査委員 吉井敏昭

渋谷区監査委員 向井田敬之

渋谷区監査委員 久永 薫

令和 7 年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

なお、令和 7 年 5 月 21 日までは田中匠身前監査委員が関与し、令和 7 年 5 月 22 日からは久永薫監査委員が関与した。



## 1 監査の期間

令和7年4月1日（火）から同年9月26日（金）まで

## 2 監査の対象

### (1) 対象箇所

ア 渋谷区組織規則（昭和40年区規則第17号。以下「組織規則」という。）に定める本庁の部課（センター及び保健相談所を含む。）並びに本庁行政機関及び地方行政機関

イ 組織規則に定める本庁の部課が所管する施設

ウ 渋谷区会計管理室の組織に関する規則（平成19年区規則第45号）に定める会計管理室

エ 区議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

オ 渋谷区教育委員会事務局組織規則（昭和59年教育委員会規則第2号。以下「教育規則」という。）に定める課

カ 小学校、中学校、幼稚園、幼保一元化施設、教育センター

キ 教育規則に定める課が所管する施設

ク 各施設内に設置されている災害用備蓄倉庫（当該施設の監査に併せて実施した。）

### (2) 対象範囲

令和6年度に執行した区の事務及び事業の全般を対象とし、財務に関する事務の執行について、監査を実施した。ただし、必要と認めるときは、他の年度についても対象とした。

なお、施設については、管理運営状況を監査した。

## 3 監査の方針

上記対象範囲について、渋谷区監査委員監査基準（令和2年2月26日監査委員決定）にのっとり、監査を行った。

なお、実施に際しては、収入支出、契約、財産管理等の財務事務が法令、条例等に適合し、適法かつ適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向けて、最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意した。

(1) 区税、手数料等の収納金に係る事務は適正に行われているか。

(2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。

- (3) 会計処理は適正になされているか、計数上の誤りはないか。
- (4) 契約事務は適正に行われているか。
- (5) 財産管理は適正になされているか。
- (6) 事務事業の管理運営が適正に行われているか。
- (7) 施設の管理及び運営は適切に行われているか。
- (8) 前回指摘事項に係る是正又は改善はなされているか。

施設監査については、施設（建物、工作物及びこれらに付属する設備、機器をいう。）の維持管理、安全管理及び運営管理について、法令、条例等に基づいて監査を行った。

#### 4 重点項目

「各課契約」について

渋谷区契約事務規則（昭和39年区規則第22号）第4条に規定する契約事務を対象とし、主に、契約金額50万円を超えた金額のものを、以下の点を主眼として監査を行った。

- (1) 契約締結手続は適正に行われているか。
- (2) 契約書及び仕様書の記載事項は適正か。
- (3) 履行確認の時期、方法等は適正か。
- (4) 支出手続きは適正に行われているか。

#### 5 監査の結果

対象事務については、おおむね適正に執行されていると認められる。ただし、事務処理に関する軽微な誤りや注意を要する事例が見受けられたので、口頭で注意した。

意見・要望事項については、次に述べるので、事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に努められたい。

##### (1) 重点項目について

各課契約について、重点項目として監査を行った結果、おおむね適正に処理されており指摘すべき事項は認められなかったが、次の点について要望事項とする。

各課契約の中で、協定書や契約書等で定めている自動更新を根拠とした契約で支

出に関する意思決定文書の作成がされていないものが散見された。

このことについて所管部へ事情聴取を行ったところ、自動更新条項が契約書又は協定書に含まれている場合において、支出に関する意思決定文書を作成し、渋谷区処務規程（昭和40年訓令甲第14号）に基づき起案及び決裁を経ることが相当である。また、改めて各課契約の起案の書き方に関する注意点について通知し、重ねて指導を徹底すると回答を得た。

今後も適正な契約手続が行われるよう指導の徹底に努められたい。

【総務部契約課・文書課】

## （2）各課に係る意見・要望事項

### 学校施設の維持補修・改修工事について

学校施設において、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防設備等点検結果報告書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条点検結果報告書において、不良判定又は要是正との報告がされているにもかかわらず、監査日現在、必要な修繕等が行われていないものが散見されたほか、老朽化等によるとみられる破損箇所も散見された。

このことについて所管部へ事情聴取したところ、学校施設の維持管理にあたっては、常に健全な状態を維持できるよう、緊急性・重要性の高い箇所から優先的、計画的に行っており、臨時的及び簡易に修繕ができる箇所については適宜対応を行っていくと回答を得た。

また、既存施設の長寿命化対策のために必要な措置を講じ、学校施設の建て替えによる新しい学校施設となるまでの間においては、安心・安全な教育環境の確保を最優先し、計画的に維持管理を行っていくと併せて回答を得た。

学校施設は児童生徒らが一日の大半を過ごす場であり、災害時の避難所としての役割も果たすことから、財源の確保に努め、計画的かつ実態に即した対応を要望する。

【教育委員会事務局学務課】

## （3）全庁に係る意見・要望事項

### ア 施設の安全点検について

学校施設以外の施設で、消防法に基づく消防設備等点検結果報告書及び建築基準法第12条点検結果報告書において、不良判定又は要是正との報告がされているにもかかわらず、監査日現在、必要な修繕等が行われていないものが散見された。

公共施設の多くは、日常の生活や地域活動に係る場所であり、災害時には避難所となることから、施設の安全管理は利用者等の命を守るために必要不可欠であり、常に適正な状態を維持できるよう、財源の確保に努め、計画的かつ実態に即した対応を要望する。

#### イ 仕様書に記載されている成果物等の供覧について

業務委託契約等において、仕様書に記載されている成果物、報告書等（以下「成果物等」という。）の提出物について、文書管理システム上での供覧が行われていないものが散見された。

所管課が業務の完了を確認するうえで、仕様書に定められた成果物等は重要な役割を持つものである。業務完了に係る成果物等が提出された際は、速やかに渋谷区文書管理規程（平成31年訓令甲第1号。以下「文書管理規程」という。）にのっとり適切な事務処理の徹底に努められたい。

#### ウ 立替払について

行事等参加費の支払いにあたり、資金前渡で受領した現金に不足が生じ、私費による立替払を行っていた事例や資金前渡で手続を行うべきところ、立替払の手続を行っていた事例が見受けられた。

立替払は、公金と私費を混同する恐れがあることから、今後は適正に執行するよう事務処理の徹底に努められたい。

#### エ 適正な公文書管理について

補助金の協議及び交付申請において、チャットツールで決裁処理が行われていた事例が見受けられた。

行政目的を達成する上で必要となる意思決定を行う場合、文書管理システムにより起案し、決裁処理を行う旨規定されている（文書管理規程第15条参照）。

意思決定に至る理由や過程が分かる起案文書は、区民への説明責任を果たす上で重要であることから、原則を踏まえた上で適切な対応に努められたい。

### 6 総括意見

今回の監査について、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり意見を述べる。

第1に、重点項目として監査を行った各課契約であるが、協定書や契約書等で定

めている自動更新を根拠とした契約において支出に関する意思決定文書の作成がなされていない事例が見受けられた。

このことについては、支出に関する意思決定文書を作成し、渋谷区処務規程に基づき起案及び決裁を経ることが相当であることから、規程にのっとり適正な事務執行に努め、また、契約所管課においては、適正な事務執行が行われるよう指導の徹底を図られたい。

第2に、事務監査においては、法令や規程等が十分に理解されず、また、確認が不十分な事務執行がなされている事例が見受けられた。

このことについて、事務執行において法令等の遵守、契約内容等の確認など基本的事項について十分に理解しているか再確認し、不明な点があれば関係所管に確認を行い適切に事務執行されるよう努め、改めて全ての部局においては、自らの問題・課題として真摯に受け止め、今後とも適切な事務執行に努められたい。

第3に、施設監査においては、施設の管理及び運営は適切に行われているかを法令に基づいて実査し確認を行った。

消防設備等点検結果報告書及び建築基準法第12条点検結果報告書において、必要な修繕等が行われていないものが見受けられたほか、老朽化等によると考えられる破損箇所も見受けられた。

このことについて、児童生徒にとって学校施設は、思春期の限られた時間を過ごす大切な場所であることを考えると、学校施設が破損したままの状態では、児童生徒らのシビックプライドの醸成には少なからずマイナスであると考えられる。また、学校以外の施設においても、日常の生活や地域活動に係る場所であり、施設の安全管理は利用者等の命を守るために必要不可欠であることから、安心・安全の確保に努め、災害時の避難所としての役割を果たすために、常に適正な状態を維持できるよう財源の確保に努め、計画的かつ実態に即した対応を要望し、区民福祉の更なる向上が図られることを期待する。

最後に、住民に最も身近な基礎自治体として、渋谷区基本構想に基づき、これまで同様、子育て・教育環境の整備や超高齢社会への対応、まちづくり、学校施設や区民施設などの公共施設の長寿命化対策等に着実に取り組み、区民等のウェルビーイングの更なる向上に向けて、十分な成果が積み上げられることを期待する。